

マトリックス六法「民法」誤植訂正表

2011年2月7日 更新(第2版)

頁	該当箇所	変更前	変更後																		
72～73	1(2) ②	錯誤無効は、表意者が追認すれば意思表示の時に遡及して有効な法律行為として効力が生じる(多数説)(116条ただし書類推など)(新平21・5・4)。したがって、錯誤無効には、119条が適用されない。	錯誤無効は、表意者が追認しても意思表示の時に遡及して有効な法律行為として効力が生じない(新平21・5・4)。したがって、錯誤無効には、119条が適用される。																		
177	10(2)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>絶対的構成</th> <th>相対的構成 (最判平8.10.29)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>結論</th> <td>転得者Dは、保護されない。 したがって、Bは登記なくして所有権取得をDに主張できる。</td> <td>転得者は、背信的悪意者でない限り保護される(平18・3・ウ)。したがって、Bは登記なくして所有権取得をDに主張できない。</td> </tr> <tr> <th>理由</th> <td>i) 背信的悪意者は登記の欠缺を主張することが信義則上許されないにすぎず、権利取得を対抗できないだけであり、無権利者ではない。 ii) 背信性は一身専属的なものであるため、人ごとに個別に検討すべきである。</td> <td>背信的悪意者への譲渡は無効である。無権利者Cからの承継人であるDは、177条の「第三者」に含まれない。</td> </tr> </tbody> </table>		絶対的構成	相対的構成 (最判平8.10.29)	結論	転得者Dは、保護されない。 したがって、Bは登記なくして所有権取得をDに主張できる。	転得者は、背信的悪意者でない限り保護される(平18・3・ウ)。したがって、Bは登記なくして所有権取得をDに主張できない。	理由	i) 背信的悪意者は登記の欠缺を主張することが信義則上許されないにすぎず、権利取得を対抗できないだけであり、無権利者ではない。 ii) 背信性は一身専属的なものであるため、人ごとに個別に検討すべきである。	背信的悪意者への譲渡は無効である。無権利者Cからの承継人であるDは、177条の「第三者」に含まれない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>相対的構成 (最判平8.10.29)</th> <th>絶対的構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>結論</th> <td>転得者は、背信的悪意者でない限り保護される(平18・3・ウ)。したがって、Bは登記なくして所有権取得をDに主張できない。</td> <td>転得者Dは、保護されない。 したがって、Bは登記なくして所有権取得をDに主張できる。</td> </tr> <tr> <th>理由</th> <td>i) 背信的悪意者は登記の欠缺を主張することが信義則上許されないにすぎず、権利取得を対抗できないだけであり、無権利者ではない。 ii) 背信性は一身専属的なものであるため、人ごとに個別に検討すべきである。</td> <td>背信的悪意者への譲渡は無効である。無権利者Cからの承継人であるDは、177条の「第三者」に含まれない。</td> </tr> </tbody> </table>		相対的構成 (最判平8.10.29)	絶対的構成	結論	転得者は、背信的悪意者でない限り保護される(平18・3・ウ)。したがって、Bは登記なくして所有権取得をDに主張できない。	転得者Dは、保護されない。 したがって、Bは登記なくして所有権取得をDに主張できる。	理由	i) 背信的悪意者は登記の欠缺を主張することが信義則上許されないにすぎず、権利取得を対抗できないだけであり、無権利者ではない。 ii) 背信性は一身専属的なものであるため、人ごとに個別に検討すべきである。	背信的悪意者への譲渡は無効である。無権利者Cからの承継人であるDは、177条の「第三者」に含まれない。
	絶対的構成	相対的構成 (最判平8.10.29)																			
結論	転得者Dは、保護されない。 したがって、Bは登記なくして所有権取得をDに主張できる。	転得者は、背信的悪意者でない限り保護される(平18・3・ウ)。したがって、Bは登記なくして所有権取得をDに主張できない。																			
理由	i) 背信的悪意者は登記の欠缺を主張することが信義則上許されないにすぎず、権利取得を対抗できないだけであり、無権利者ではない。 ii) 背信性は一身専属的なものであるため、人ごとに個別に検討すべきである。	背信的悪意者への譲渡は無効である。無権利者Cからの承継人であるDは、177条の「第三者」に含まれない。																			
	相対的構成 (最判平8.10.29)	絶対的構成																			
結論	転得者は、背信的悪意者でない限り保護される(平18・3・ウ)。したがって、Bは登記なくして所有権取得をDに主張できない。	転得者Dは、保護されない。 したがって、Bは登記なくして所有権取得をDに主張できる。																			
理由	i) 背信的悪意者は登記の欠缺を主張することが信義則上許されないにすぎず、権利取得を対抗できないだけであり、無権利者ではない。 ii) 背信性は一身専属的なものであるため、人ごとに個別に検討すべきである。	背信的悪意者への譲渡は無効である。無権利者Cからの承継人であるDは、177条の「第三者」に含まれない。																			

178	10(3)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>絶対的構成</th> <th>相対的構成 (通説)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>結論</td> <td>背信的悪意者は、保護される。 したがって、Bは登記なくして所有権取得をDに主張できない。</td> <td>背信的悪意者は、保護されない。 したがって、Bは登記なくして所有権取得をDに主張できる。</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td>i) 背信的悪意者排除論は、その者の背信性を根拠とするものである。権利取得の肯否は、法律関係ごとに相対的に判断すべきである。 ii) 反対説では、善意者をわら人形として介在させ、背信的悪意者が容易に免責されてしまう。</td> <td>i) 善意者は登記を具備した時点で確定的権利者となり、背信的悪意者はその権利を承継できる。 ii) 反対説では、対抗関係で敗れた背信的悪意者が善意者に担保責任を追及できるため、善意者が不測の損害を被るおそれがある。</td> </tr> </tbody> </table>		絶対的構成	相対的構成 (通説)	結論	背信的悪意者は、保護される。 したがって、Bは登記なくして所有権取得をDに主張できない。	背信的悪意者は、保護されない。 したがって、Bは登記なくして所有権取得をDに主張できる。	理由	i) 背信的悪意者排除論は、その者の背信性を根拠とするものである。権利取得の肯否は、法律関係ごとに相対的に判断すべきである。 ii) 反対説では、善意者をわら人形として介在させ、背信的悪意者が容易に免責されてしまう。	i) 善意者は登記を具備した時点で確定的権利者となり、背信的悪意者はその権利を承継できる。 ii) 反対説では、対抗関係で敗れた背信的悪意者が善意者に担保責任を追及できるため、善意者が不測の損害を被るおそれがある。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>相対的構成 (通説)</th> <th>絶対的構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>結論</td> <td>背信的悪意者は、保護されない。 したがって、Bは登記なくして所有権取得をDに主張できる。</td> <td>背信的悪意者は、保護される。 したがって、Bは登記なくして所有権取得をDに主張できない。</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td>i) 背信的悪意者排除論は、その者の背信性を根拠とするものである。権利取得の肯否は、法律関係ごとに相対的に判断すべきである。 ii) 反対説では、善意者をわら人形として介在させ、背信的悪意者が容易に免責されてしまう。</td> <td>i) 善意者は登記を具備した時点で確定的権利者となり、背信的悪意者はその権利を承継できる。 ii) 反対説では、対抗関係で敗れた背信的悪意者が善意者に担保責任を追及できるため、善意者が不測の損害を被るおそれがある。</td> </tr> </tbody> </table>		相対的構成 (通説)	絶対的構成	結論	背信的悪意者は、保護されない。 したがって、Bは登記なくして所有権取得をDに主張できる。	背信的悪意者は、保護される。 したがって、Bは登記なくして所有権取得をDに主張できない。	理由	i) 背信的悪意者排除論は、その者の背信性を根拠とするものである。権利取得の肯否は、法律関係ごとに相対的に判断すべきである。 ii) 反対説では、善意者をわら人形として介在させ、背信的悪意者が容易に免責されてしまう。	i) 善意者は登記を具備した時点で確定的権利者となり、背信的悪意者はその権利を承継できる。 ii) 反対説では、対抗関係で敗れた背信的悪意者が善意者に担保責任を追及できるため、善意者が不測の損害を被るおそれがある。
			絶対的構成	相対的構成 (通説)																	
結論	背信的悪意者は、保護される。 したがって、Bは登記なくして所有権取得をDに主張できない。	背信的悪意者は、保護されない。 したがって、Bは登記なくして所有権取得をDに主張できる。																			
理由	i) 背信的悪意者排除論は、その者の背信性を根拠とするものである。権利取得の肯否は、法律関係ごとに相対的に判断すべきである。 ii) 反対説では、善意者をわら人形として介在させ、背信的悪意者が容易に免責されてしまう。	i) 善意者は登記を具備した時点で確定的権利者となり、背信的悪意者はその権利を承継できる。 ii) 反対説では、対抗関係で敗れた背信的悪意者が善意者に担保責任を追及できるため、善意者が不測の損害を被るおそれがある。																			
	相対的構成 (通説)	絶対的構成																			
結論	背信的悪意者は、保護されない。 したがって、Bは登記なくして所有権取得をDに主張できる。	背信的悪意者は、保護される。 したがって、Bは登記なくして所有権取得をDに主張できない。																			
理由	i) 背信的悪意者排除論は、その者の背信性を根拠とするものである。権利取得の肯否は、法律関係ごとに相対的に判断すべきである。 ii) 反対説では、善意者をわら人形として介在させ、背信的悪意者が容易に免責されてしまう。	i) 善意者は登記を具備した時点で確定的権利者となり、背信的悪意者はその権利を承継できる。 ii) 反対説では、対抗関係で敗れた背信的悪意者が善意者に担保責任を追及できるため、善意者が不測の損害を被るおそれがある。																			
206	要件 (4)①	…186条により推定される。	…186条 1項 により推定される。																		
208	(4)③	「善意」は、186条により推定される。	「善意」は、186条 1項 により推定される。																		
269	1②	相当の期限を付与	相当の期限を 許与																		
298	1①	ただし、質権者が対抗要件を備えていれば債権の譲渡人に質権を対抗できる (364条、467条1項) (新平21・14・2)	ただし、質権者が対抗要件を備えていれば債権の 譲受人 に対抗できる (364条、467条1項) (新平21・14・2)																		

4 5 6	趣旨(1)	例外として債務の性質上、譲渡できないものは、譲渡を禁止した (譲渡禁止特約 、466 条 1 項ただし書)。	例外として債務の性質上、譲渡できないものは、譲渡を禁止した (466 条 1 項ただし書)。																				
4 5 6	趣旨(2)	債務者の事務手続の煩雑化回避、過誤払の回避、相殺利益の確保などの 債務者の利益 のために、当事者間の特約により、債権譲渡が制限される場合を認めた (466 条 2 項本文)。	債務者の事務手続の煩雑化回避、過誤払の回避、相殺利益の確保などの 債務者の利益 のために、当事者間の特約により、債権譲渡が制限される場合を認めた (譲渡禁止特約 、466 条 2 項本文)。																				
4 9 6	要件・効果	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>任意代位 (499 条)</th> <th>法定代位 (500 条)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">要件</td> <td>(1) 弁済その他で債権者を満足させたこと。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 弁済者が求償権を取得していること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 弁済と同時に債権者の承諾を得たこと。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		任意代位 (499 条)	法定代位 (500 条)	要件	(1) 弁済その他で債権者を満足させたこと。		(2) 弁済者が求償権を取得していること。		(3) 弁済と同時に債権者の承諾を得たこと。	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>任意代位 (499 条)</th> <th>法定代位 (500 条)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">要件</td> <td>(1) 弁済その他で債権者を満足させたこと。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 弁済者が求償権を取得していること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 弁済と同時に債権者の承諾を得たこと。</td> <td>(3) 弁済について正当な利益を有すること</td> </tr> </tbody> </table>		任意代位 (499 条)	法定代位 (500 条)	要件	(1) 弁済その他で債権者を満足させたこと。		(2) 弁済者が求償権を取得していること。		(3) 弁済と同時に債権者の承諾を得たこと。	(3) 弁済について正当な利益を有すること
	任意代位 (499 条)	法定代位 (500 条)																					
要件	(1) 弁済その他で債権者を満足させたこと。																						
	(2) 弁済者が求償権を取得していること。																						
	(3) 弁済と同時に債権者の承諾を得たこと。	—																					
	任意代位 (499 条)	法定代位 (500 条)																					
要件	(1) 弁済その他で債権者を満足させたこと。																						
	(2) 弁済者が求償権を取得していること。																						
	(3) 弁済と同時に債権者の承諾を得たこと。	(3) 弁済について正当な利益を有すること																					
5 3 4	3	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">後発的不能</th> <th>売主に帰責事由あり</th> <th>売主に帰責事由なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 売主は、債務不履行責任 (415、543 条) を負う。 (2) 買主は解除権・損害賠償請求権を取得する。</td> <td>(1) 買主の危険負担となる。(534 条)。 (2) 売主には、代金支払請求権が発生する。</td> </tr> </tbody> </table>	後発的不能	売主に帰責事由あり	売主に帰責事由なし	(1) 売主は、債務不履行責任 (415、543 条) を負う。 (2) 買主は解除権・損害賠償請求権を取得する。	(1) 買主の危険負担となる。(534 条)。 (2) 売主には、代金支払請求権が発生する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">後発的不能</th> <th>売主に帰責事由あり</th> <th>売主に帰責事由なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 売主は、債務不履行責任 (415、543 条) を負う。 (2) 買主は解除権・損害賠償請求権を取得する。</td> <td>(1) 買主の危険負担となる。(534 条)。 (2) 売主の代金支払請求権は、存続する。</td> </tr> </tbody> </table>	後発的不能	売主に帰責事由あり	売主に帰責事由なし	(1) 売主は、債務不履行責任 (415、543 条) を負う。 (2) 買主は解除権・損害賠償請求権を取得する。	(1) 買主の危険負担となる。(534 条)。 (2) 売主の代金支払請求権は、存続する。										
後発的不能	売主に帰責事由あり	売主に帰責事由なし																					
	(1) 売主は、債務不履行責任 (415、543 条) を負う。 (2) 買主は解除権・損害賠償請求権を取得する。	(1) 買主の危険負担となる。(534 条)。 (2) 売主には、代金支払請求権が発生する。																					
後発的不能	売主に帰責事由あり	売主に帰責事由なし																					
	(1) 売主は、債務不履行責任 (415、543 条) を負う。 (2) 買主は解除権・損害賠償請求権を取得する。	(1) 買主の危険負担となる。(534 条)。 (2) 売主の代金支払請求権は、存続する。																					

534	3	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="439 132 1189 188">例外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="439 188 1189 304">(1) 同種の物が市場から一切なくなった場合、または、 (2) 制限種類債権で制限内の物が全て滅失した場合。</td> </tr> <tr> <th data-bbox="439 304 819 352">売主に帰責事由あり</th> <th data-bbox="819 304 1189 352">売主に帰責事由なし</th> </tr> <tr> <td data-bbox="439 352 819 549">(1) 売主の債務不履行責任 (415条、543条)。 (2) 買主は解除権・損害賠償請求権を取得する。</td> <td data-bbox="819 352 1189 549">売主の危険負担となる (536条1項)。売主には、代金支払請求権が発生しない。</td> </tr> </tbody> </table>	例外		(1) 同種の物が市場から一切なくなった場合、または、 (2) 制限種類債権で制限内の物が全て滅失した場合。		売主に帰責事由あり	売主に帰責事由なし	(1) 売主の債務不履行責任 (415条、543条)。 (2) 買主は解除権・損害賠償請求権を取得する。	売主の危険負担となる (536条1項)。売主には、代金支払請求権が発生しない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1258 132 2009 188">例外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1258 188 2009 304">(1) 同種の物が市場から一切なくなった場合、または、 (2) 制限種類債権で制限内の物が全て滅失した場合。</td> </tr> <tr> <th data-bbox="1258 304 1639 352">売主に帰責事由あり</th> <th data-bbox="1639 304 2009 352">売主に帰責事由なし</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1258 352 1639 549">(1) 売主の債務不履行責任 (415条、543条)。 (2) 買主は解除権・損害賠償請求権を取得する。</td> <td data-bbox="1639 352 2009 549">売主の危険負担となる (536条1項)。売主は、代金支払請求権を失う。</td> </tr> </tbody> </table>	例外		(1) 同種の物が市場から一切なくなった場合、または、 (2) 制限種類債権で制限内の物が全て滅失した場合。		売主に帰責事由あり	売主に帰責事由なし	(1) 売主の債務不履行責任 (415条、543条)。 (2) 買主は解除権・損害賠償請求権を取得する。	売主の危険負担となる (536条1項)。売主は、代金支払請求権を失う。
例外																			
(1) 同種の物が市場から一切なくなった場合、または、 (2) 制限種類債権で制限内の物が全て滅失した場合。																			
売主に帰責事由あり	売主に帰責事由なし																		
(1) 売主の債務不履行責任 (415条、543条)。 (2) 買主は解除権・損害賠償請求権を取得する。	売主の危険負担となる (536条1項)。売主には、代金支払請求権が発生しない。																		
例外																			
(1) 同種の物が市場から一切なくなった場合、または、 (2) 制限種類債権で制限内の物が全て滅失した場合。																			
売主に帰責事由あり	売主に帰責事由なし																		
(1) 売主の債務不履行責任 (415条、543条)。 (2) 買主は解除権・損害賠償請求権を取得する。	売主の危険負担となる (536条1項)。売主は、代金支払請求権を失う。																		
546	1	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="454 587 1182 639">直接効果説 (判例・通説)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th data-bbox="454 639 555 738">内容</th> <td data-bbox="555 639 1182 738">解除の直接の効果として、契約に基づく債権・債務は、契約当時に遡及して消滅する。</td> </tr> <tr> <th data-bbox="454 738 555 890">理由</th> <td data-bbox="555 738 1182 890">債務者を契約の束縛から解放し、契約前の状態に回復させるという、解除の趣旨に最も合致する。</td> </tr> </tbody> </table>	直接効果説 (判例・通説)		内容	解除の直接の効果として、契約に基づく債権・債務は、契約当時に遡及して消滅する。	理由	債務者を契約の束縛から解放し、契約前の状態に回復させるという、解除の趣旨に最も合致する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1301 587 1995 639">直接効果説 (判例・通説)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th data-bbox="1301 639 1413 738">内容</th> <td data-bbox="1413 639 1995 738">解除の直接の効果として、契約に基づく債権・債務は、契約当時に遡及して消滅する。</td> </tr> <tr> <th data-bbox="1301 738 1413 890">理由</th> <td data-bbox="1413 738 1995 890">債権者を契約の束縛から解放し、契約前の状態に回復させるという、解除の趣旨に最も合致する。</td> </tr> </tbody> </table>	直接効果説 (判例・通説)		内容	解除の直接の効果として、契約に基づく債権・債務は、契約当時に遡及して消滅する。	理由	債権者 を契約の束縛から解放し、契約前の状態に回復させるという、解除の趣旨に最も合致する。				
直接効果説 (判例・通説)																			
内容	解除の直接の効果として、契約に基づく債権・債務は、契約当時に遡及して消滅する。																		
理由	債務者を契約の束縛から解放し、契約前の状態に回復させるという、解除の趣旨に最も合致する。																		
直接効果説 (判例・通説)																			
内容	解除の直接の効果として、契約に基づく債権・債務は、契約当時に遡及して消滅する。																		
理由	債権者 を契約の束縛から解放し、契約前の状態に回復させるという、解除の趣旨に最も合致する。																		
597	2⑤	<p>① 「建物の所有を目的とする土地の賃貸借契約において、期間の定めがないときは、賃貸人は、正当の事由があれば、賃借人に <u>1年前に解約申入れをすることにより、</u> 契約を終了させることができる」は、誤り (新平18・24・イ)。 (理由) 1年前ではなく、6カ月前までの解約申入れが必要である (借地借家27条)。なお、正当の事由は必要である (借地借家28条)。</p>	<p>① 「建物の所有を目的とする土地の賃貸借契約において、期間の定めがないときは、賃貸人は、正当の事由があれば、賃借人に <u>1年前に解約申入れをすることにより、</u> 契約を終了させることができる」は、誤り (新平18・24・イ)。 (理由) 借地権の存続期間は30年になるため (借地借家法3条)、建物所有目的の土地の賃貸借契約においては期間の定めがない場合が想定できない。したがって、617条の適用がない。</p>																

663	2	支出費用および利息の償還請求権	支出費用	○ (650条1項)	○ (665条)	△ (①有益費のみ可、702条1項。②本人の意思に反する場合は現存利益、702条3項)。
			支出日以後の利息の償還	○ (650条1項)	○ (665条)	×
		自己負担債務の代弁済請求権または相当担保請求権		○ (650条2項)	○ (665条)	△ (①有益債務のみ可、702条2項。②本人の意思に反する場合は現存利益、702条3項)。

支出費用および利息の償還請求権	支出費用	○ (650条1項)	○ (665条)	△ (①有益な費用のみ可、702条1項。②本人の意思に反する場合は現存利益、702条3項)。
	支出日以後の利息の償還	○ (650条1項)	○ (665条)	×
自己負担債務の代弁済請求権または相当担保請求権		○ (650条2項)	○ (665条)	△ (①有益な債務のみ可、702条2項。②本人の意思に反する場合は現存利益、702条3項)。